

愛媛県立高等学校等学び直し支援金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、高等学校等を中途退学した者が、再び県立高等学校等に再入学又は編入学して学び直すときに、法に基づく高等学校等就学支援金の支給期間の経過後も、卒業までの間、継続して愛媛県立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）を支給することにより授業料又は受講料（以下「授業料等」という。）を支援し、受給者の教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

（学び直し支援金の支給）

第2条 知事は、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が学び直し支援金の支給を決定した者（以下「受給者」という。）に対し、教育長が決定した額を支給する。

2 学び直し支援金は、受給者の授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。

（支給停止等）

第3条 知事は、教育長が学び直し支援金の支給の停止又は一時差止めを決定したときは、支給の停止又は一時差止めを行うものとする。

2 知事は、教育長が学び直し支援金の支給再開を決定したときは、支給を再開するものとする。

（学び直し支援金の返還）

第4条 知事は、教育長が学び直し支援金の支給決定を取り消したときは、受給者に対し、給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（加算金）

第5条 受給者は、前条の規定により学び直し支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る学び直し支援金を授業料等に係る債権の弁済に充てた日から納付の日までの日数に応じ、学び直し支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

（延滞金）

第6条 受給者は、学び直し支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた学び直し支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(実績報告)

第7条 受給者が在籍する高等学校等の校長は、学び直し支援金を当該受給者の授業料等に係る債権の弁済に充てたときは、速やかに実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。